

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
1	総務課	総務課	田村市と東邦銀行との包括連携協定	株式会社東邦銀行	平成26年4月24日	～	(1) 東日本大震災等からの復興及び災害対策に関すること。 (2) 地域経済活性化に関すること。 (3) 地域産品の販売・観光の振興に関すること。 (4) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。 (5) その他、地域社会の活性化・市民サービスの向上に関すること。	※有効期間は、協定締結の日から1年間。有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は1年間更新。
2	総務課	総務課	田村市「暮らしの便利帳」共同発行に係る協定書	株式会社サイネックス	平成27年7月23日	～ 平成28年4月30日	・暮らしの便利帳発行に関すること	※解約希望日の3か月前までに書面で通知し、双方合意の上で解約
3	総務課	総務課	田村市と大東銀行との包括連携協定	株式会社大東銀行	平成27年12月18日	～	(1) 企業誘致・産業育成・雇用創出等、経済活性化に関すること。 (2) 田村市産品の販路拡大、観光振興及びシティプロモーションに関すること。 (3) 子育て支援、青少年の健全育成及び地域の健康づくりに関すること。 (4) 高齢者への支援に関すること。 (5) 市民生活の安全・安心に関すること。 (6) 復興関連事業及び災害対策に関すること。 (7) その他、地域社会の活性化・市民サービスの向上に関すること。	※有効期間は、協定締結の日から1年間。有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は1年間更新。
4	企画調整課	企画調整課	福島大学と田村市の相互友好協定	福島大学	平成21年9月28日	～	(1) 地域産業・文化の振興に関すること。 (2) 環境・福祉問題に関すること。 (3) 教育の向上、生涯学習の推進に関すること。 (4) 人材の育成、人的交流に関すること。 (5) 地域の政策課題研究に関すること。 (6) その他両者が協議して必要と認める連携協定。	※有効期間は、協定締結の日から3年間。双方から異議申し立てがない場合は、3年ごとに自動更新。
5	企画調整課	企画調整課	田村市と日本郵便株式会社との包括連携協定	日本郵便株式会社田村市内郵便局及び三春郵便局	平成31年3月8日	～ 令和2年3月31日	(1) 日常の防災活動及び災害発生時の対応に関すること。 (2) 道路損傷等の情報提供に関すること。 (3) 不法投棄と疑われる廃棄物等の情報提供に関すること。 (4) 高齢者等の見守りに関すること。 (5) 地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること。 (6) 観光及び地域産品の振興に関すること。 (7) 未来を担う子どもの育成に関すること。 (8) その他前条の目的を達成するための施策に関すること。	※有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は1年間更新。

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
6	企画調整課	企画調整課	田村市と福島県商工信用組合及び第一勧業信用組合との包括連携協定	福島県商工信用組合 第一勧業信用組合	令和2年5月28日	～ 令和3年3月31日	(1)産業振興に関すること ① 起業・創業支援及び人財育成・教育に関すること。 ② 人口減少対策・地域貢献・地域経済の活性化に関すること。 ③ 事業の利用促進・地域産品の販路拡大及び観光の振興に関すること。 ④ 安定した雇用の創出と、その維持について支援・協力していくこと。 ⑤ 商品開発やふるさと納税のPRに関すること。 (2)まちづくりに関すること ① 移住・定住の促進に関すること。 ② 地域及び暮らしの安全・安心に関すること。 ③ 国際交流に関すること。 ④ 職員の教育・研修に関すること。 (3)その他の目的を達成するために必要な事項に関すること。	※有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は同一条件により更新されるものとし、以降も同様。
7	企画調整課	企画調整課	田村市とヤマト運輸株式会社との地域包括連携協定	ヤマト運輸株式会社 郡山主管支店長	令和3年10月5日	～ 令和4年10月4日	(1) 安全・安心な地域づくりに関する事項 (2) 地域活性化に関する事項 (3) 災害対策に関する事項 (4) 環境維持・保全に関する事項 (5) 地域の福祉に関する事項 (6) 教育支援に関する事項 (7) その他本協定の目的に沿う事項	期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは1年間更新し、その後も同様に更新するものとする
8	企画調整課	企画調整課	田村市 と三井住友海上火災保険株式会社の包括連携に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社 福島支店長	令和3年10月13日	～ 令和4年10月12日	・SDGsの達成に向けた取組に関すること ・産業振興・中小企業支援に関すること ・防災・減災及びリスクマネジメントに関すること ・移住・定住の促進に関すること ・安心・安全なまちづくりの実現に関すること ・田村市ブランドの発信に関すること ・その他、地域の活性化および市民サービスの向上に関すること	有効期間満了の前 月末日までに、甲および乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は 1年間更新され、その後も同様とする
9	企画調整課	企画調整課	福島県田村市と獨協大学との連携協力協定	獨協大学学長	令和3年12月14日	～ 令和4年3月31日	・田村市の地域活性化に関すること ・田村市の地域課題に関すること ・田村市の地域振興に関連する研究・教育活動に関すること ・田村市の循環経済及び脱炭素型の「持続可能なまちづくり」に関すること ・田村市の情報発信に関すること ・田村市の国際化に向けた活動に関すること ・地域振興を担う人材育成に関すること ・両者の知的、人的及び物的資源の活用に関すること ・その他、この協定の目的を達成するために必要な事項	当事者からの申し立てがない限り、1年の期間で更新され、令和8年3月31日まで延長される。それ以降は両者の協議による。
10	企画調整課	企画調整課	田村市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福島支店長	令和5年7月10日	令和6年7月9日	(1)SDGsの達成に向けた取組に関すること。 (2)脱炭素に に向けた取組に 関すること。 (3)地域・暮らしの安全・安心に関すること。 (4)防災・災害対策に関すること。 (5)産業振興・中小企業支援に関すること。 (6)観光振興に関すること。 (7)農業の振興に関すること。 (8)その他、地方創生に資する取組に関すること。	本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
11	生活安全課	生活安全課	消防相互応援協定	いわき市(旧滝根町との締結)	昭和61年4月1日	～	火災、その他災害の被害軽減に努める	いわき市×滝根町との協定 (合併により事業承継)
12	生活安全課	生活安全課	災害時における相互応援協定書	いわき市・田村市・三春町・小野町	平成17年6月1日	～	災害時における相互応援に関する協定 平成11年10月12日に合併前の旧町村ごとで締結されていたが、平成17年3月1日に田村市が合併したことにより再締結。	有効期限の取決め無し
13	生活安全課	生活安全課	災害相互応援協定書	郡山市・田村市・三春町・小野町	平成17年6月16日	～	災害時における相互応援に関する協定 平成7年10月23日に合併前の旧町村ごとで締結されていたが、平成17年3月1日に田村市が合併したことにより再締結。	有効期限の取決め無し
14	生活安全課	生活安全課	災害時における田村市内郵便局と田村市間の協力に関する覚書	田村市内郵便局	平成17年7月1日	～	災害時における郵便事業に関わる災害特別事務取扱、医療救護活動、避難所への臨時郵便差出箱の設置、避難場所・物資集積場所としての施設提供に関する覚書	
15	生活安全課	生活安全課	災害相互応援協定書	田村市・川内村	平成17年10月1日	～	災害時における相互応援に関する協定 昭和44年4月1日に合併前の旧町村ごとで締結されていたが、平成17年3月1日に田村市が合併したことにより再締結。	有効期限の取決め無し

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
16	生活安全課	生活安全課	災害時における相互応援に関する協定書	田村市・東京都中野区	平成20年10月11日	～	災害時における相互応援に関する協定 昭和58年9月24日に合併前の旧常葉町で締結されていたが、平成17年3月1日に田村市が合併したことにより再締結。	有効期限の取決め無し
17	生活安全課	生活安全課	災害時における応急対策業務の支援に関する協定書	県南電気工事協同組合三春支部	平成23年5月16日	～	災害時における施設の機能の確保、緊急を要する場合の応急復旧作業に関する協定	有効期限の取決め無し
18	生活安全課	生活安全課	災害時における燃料等の供給に関する協定書	福島県石油業協同組合田村支部	平成23年6月1日	～	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	有効期限の取決め無し
19	生活安全課	生活安全課	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書	社団法人福島県エルピーガス協会郡山支部田村方部会	平成23年6月28日	～	災害時におけるLPガス及びガス器具等の消費機器の供給協力に関する協定	有効期限の取決め無し
20	生活安全課	環境課	災害時における災害廃棄物処理等の支援に関する協定書	有限会社衛生処理工業	平成23年12月1日	～	災害時における被災建築物等の解体及び撤去、災害廃棄物の撤去及び処分に関する協定	有効期限の取決め無し

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
21	生活安全課	環境課	災害時における災害廃棄物処理等の支援に関する協定書	協業組合たむら環境センター	平成23年12月1日	～	災害時における被災建築物等の解体及び撤去、災害廃棄物の撤去及び処分に関する協定	有効期限の取決め無し
22	生活安全課	環境課	災害時における災害廃棄物処理等の支援に関する協定書	飯岡工業株式会社	平成23年12月1日	～	災害時における被災建築物等の解体及び撤去、災害廃棄物の撤去及び処分に関する協定	有効期限の取決め無し
23	生活安全課	生活安全課	災害時における医療救護活動に関する協定書	田村医師会	平成23年12月7日	～	災害時における医療救護活動等の協力に関する協定	※有効期間は、協定締結の日から1年間。有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は1年間更新。
24	生活安全課	生活安全課	災害時における物資等の供給協力に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成23年12月28日	～	災害時における日用品等、応急対策用資材等の供給協力に関する協定	有効期限の取決め無し
25	生活安全課	生活安全課	災害時における遺体の搬送等の支援に関する協定書	株式会社辰巳屋	平成24年2月15日	～	災害時における遺体の搬送及び納棺、安置、搬送等に必要な資機材の供給協力に関する協定	有効期限の取決め無し

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
26	生活安全課	生活安全課	災害時における生活必需物資の供給協力及び応急対策業務の支援に関する協定書	船引町商工会	平成24年2月15日	～	災害時における食糧品、日用品、衣料、医薬品、建設資材及び車両、トラック、特殊車両等の供給協力に関する協定	有効期限の取決め無し
27	生活安全課	生活安全課	災害時における遺体の搬送等の支援に関する協定書	有限会社田中造花店	平成24年2月15日	～	災害時における遺体の搬送及び納棺、安置、搬送等に必要な資機材の供給協力に関する協定	有効期限の取決め無し
28	生活安全課	生活安全課	災害時における物資等の供給協力に関する協定書	株式会社ダイユーエイト	平成24年2月15日	～	災害時における日用品等、応急対策用資材等の供給協力に関する協定	有効期限の取決め無し
29	生活安全課	生活安全課	災害時における遺体の搬送等の支援に関する協定書	株式会社ふねひき斎苑	平成24年2月15日	～	災害時における遺体の搬送及び納棺、安置、搬送等に必要な資機材の供給協力に関する協定	有効期限の取決め無し
30	生活安全課	生活安全課	災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書	医療法人崇敬会	平成24年2月15日	～	災害時における支援が必要な高齢者及び障害者の受入及び自宅又は避難所から施設までの搬送に関する協定	有効期限の取決め無し

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
31	生活安全課	生活安全課	災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書	社会福祉法人創生福祉事業団 介護老人保健施設滝根「聖・オリオンの郷」	平成24年2月15日	～	災害時における支援が必要な高齢者及び障害者の受入及び自宅又は避難所から施設までの搬送に関する協定	有効期限の取決め無し
32	生活安全課	生活安全課	災害時における人員の輸送に関する協定書	有限会社ほていやタクシー	平成24年2月15日	～	災害時における被災者の輸送に関する協定	有効期限の取決め無し
33	生活安全課	生活安全課	災害時における人員の輸送に関する協定書	東部自動車合資会社	平成24年2月15日	～	災害時における被災者の輸送に関する協定	有効期限の取決め無し ※協定内容見直しによる再締結
34	生活安全課	生活安全課	災害時における応急対策業務の支援に関する協定書	田村市管工事組合	平成24年2月15日	～	災害時における応急給水作業、上下水道の応急復旧作業及び資材の供給、仮設トイレの設置に関する協定	有効期限の取決め無し
35	生活安全課	生活安全課	災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書	社会福祉法人田村福祉会	平成24年3月1日	～	災害時における支援が必要な高齢者及び障害者の受入及び自宅又は避難所から施設までの搬送に関する協定	有効期限の取決め無し

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
36	生活安全課	生活安全課	災害時における応急対策業務の支援に関する協定書	県南電気工事協同組合小野支部	平成24年3月1日	～	災害時における施設の機能の確保、緊急を要する場合の応急復旧作業に関する協定	有効期限の取決め無し
37	生活安全課	生活安全課	災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書	株式会社ヨークベニマル	平成24年5月15日	～	災害時における食糧品、日用品等の供給協力に関する協定	※有効期間は、協定締結の日から1年間。有効期間満了2か月前までに申し出のない場合は1年間更新。
38	生活安全課	生活安全課	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成24年10月1日	～	災害時における各種情報交換、リエゾン派遣	有効期限の取決め無し
39	生活安全課	生活安全課	災害時における医療救護活動に関する協定書	田村歯科医師会	平成25年4月1日	～	災害時における歯科医療救護活動等の協力に関する協定	※有効期間は、協定締結の日から1年間。有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は1年間更新。
40	生活安全課	生活安全課	災害時における医療救護活動についての協定書	田村薬剤師会	平成25年11月1日	～	災害時における医薬品等の供給協力に関する協定	※有効期間は、協定締結の日から1年間。有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は1年間更新。

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
41	生活安全課	生活安全課	災害時における物資の輸送に関する協定書	公益社団法人トラック協会県中支部	平成26年2月1日	～	災害時における救援物資、応急対策用資材、重機等の輸送に関する協定	有効期限の取決め無し
42	生活安全課	生活安全課	原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定書	茨城県日立市	平成29年8月3日	～	原子力災害時に、茨城県日立市大みか地区の市民の広域避難受入に関する協定	有効期限の取決め無し
43	生活安全課	生活安全課	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成31年3月1日	～	田村市HPのキャッシュサイトの構築や災害時の情報発信等に関する協定	※有効期間は、協定締結の日から1年間。有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は1年間更新。
44	生活安全課	生活安全課	東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書	福島県・いわき市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新館村・東京電力ホールディングス株式会社	令和1年12月26日		東京電力ホールディングス株式会社が行う廃炉に向けた取組が安全、着実かつ適時に進められ、周辺市町村住民の安全の確保を目的とする。	有効期限の取決め無し
45	生活安全課	生活安全課	災害発生時の協力に関する協定	東北電力ネットワーク㈱	令和2年6月16日	～	災害時の大規模停電発生時の相互協力に関する協定	

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
46	生活安全課	生涯学習課	災害時の施設利用に関する協定	田村警察署	令和2年11月11日	～	災害等により田村警察署の施設が使用不能となった場合の移転に関する協定 (田村市陸上競技場 機械器具庫)	
47	生活安全課	生活安全課	災害時等におけるバス車両退避に関する協定	福島交通(株)郡山支社	令和5年2月10日	～	災害時における福島交通のバス避難場所の提供	
48	生活安全課	生活安全課	防災情報発信等に関する協定	福島テレビ(株)	令和5年3月24日	～	災害前兆段階での防災情報及び発災後の生活支援情報等の発信等に関する支援	
49	生活安全課	生活安全課	災害時における物資の輸送及び供給等に関する協定	福島さくら農業協同組合	令和6年3月21日	～	食料品・応急対策用資機材の提供、物資輸送拠点として倉庫等施設の貸与、物資輸送拠点から避難所等への物資配送	
50	生活安全課	生活安全課	災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話(株)宮城事業部福島支店		～		

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
51	こども未来課	こども未来課	田村市「子育て支援ガイドブック」の共同発行に関する協定書	株式会社サイネックス	平成30年9月10日	～ 平成31年3月31日	子育てガイドブックの発行に関すること	※解約希望日の3か月前までに書面で通知し、双方合意の上で解約
52	保健課	保健課	診療所開設に関する協定書	財団法人 脳神経疾患研究所	平成15年10月1日	～	・初期救急医療体制の確保 ・診療体制の充実強化	※診療行為を継続する間
53	保健課	保健課	解析業務協定書	公立大学法人 福島県立医科大学	平成25年6月17日	～ 平成26年3月31日	・震災及びそれに伴う避難等の健康に及ぼす影響を分析するための診査結果データの提供(平成20年度～平成24年度の田村市の国保被保険者に係る特定健康診査及び後期高齢者健康診査の結果)	
54	保健課	保健課	行政財産(保健センター)使用に伴う維持管理費用負担に係る協定書	社会福祉法人 田村市社会福祉協議会	平成26年4月1日	～	・船引保健センター使用に関する経費負担に関すること。(電気料・水道料・燃料費・修繕料)	※行政財産を許可した期間
55	保健課	保健課	DVD－RW交換による公金支払の総合振込に関する協定	福島さくら農業協同組合	平成31年4月1日	～	・公金支払の総合振込事務の委託	田村市病院事業出納取扱金融機関契約に基づく期間

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
56	保健課	保健課	大越診療所開設及び運営に関する基本協定	まつざき内科胃腸科クリニック	令和2年4月1日	～	・初期救急医療体制の確保 ・地域住民の疾患予防及び健康増進	※診療行為を継続する間
57	保健課	保健課	田村市厨房施設厨房機器導入業務協定	株式会社フジマック郡山営業所	令和3年1月26日	～	・設計業務遂行に必要な厨房機器導入の技術やノウハウ等、必要な情報提供を受ける	厨房機器導入業務に係る契約締結の日まで
58	保健課	保健課	田村市と大塚製薬株式会社との健康増進の推進に関する包括的協定	大塚製薬株式会社 仙台支店 支店長	令和3年7月6日	～ 令和4年3月31日	(1)SDGsの取組達成に関すること (2)食を通じた健康づくりに関すること (3)災害時の対応に関すること (4)スポーツ振興に関すること (5)熱中症予防に関すること (6)その他、両者が必要と合意した事項に関すること	有効期限が満了する1か月前までに甲乙いずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、本協定はさらに同一条件で1年間更新され、以後も同様とする。
59	保健課	保健課	田村市と明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定書	明治安田生命保険相互会社 郡山支社 支社長	令和3年8月20日	～ 令和4年8月19日	(1)健康づくりに関すること (2)がん対策に関すること (3)感染症対策に関すること (4)その他の健康増進に関すること	期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。
60	保健課	保健課	救急安心センター事業に基づく救急安心センターの運営に関する協定	福島県	令和5年4月1日	～	・全県共通#7119運営費の一部負担	甲乙双方から特段の意思表示がないときは、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新する。

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
61	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りに関する協定	株式会社JA新聞センターたむら (旧締結相手先: 福島さくら農業協同組合) (旧締結相手先: たむら農業協同組合)	平成23年12月19日	～ 終期設定なし	高齢者の見守り活動を通じて、安全に安心して暮らせる地域社会づくりに資する	
62	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りに関する協定	株式会社毎日民報田村東部販売センター	平成23年12月19日	～ 終期設定なし	高齢者の見守り活動を通じて、安全に安心して暮らせる地域社会づくりに資する	
63	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りに関する協定	株式会社三春集報社	平成23年12月19日	～ 終期設定なし	高齢者の見守り活動を通じて、安全に安心して暮らせる地域社会づくりに資する	
64	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りに関する協定	酒井新聞店	平成23年12月19日	～ 終期設定なし	高齢者の見守り活動を通じて、安全に安心して暮らせる地域社会づくりに資する	
65	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りに関する協定	佐原新聞店	平成23年12月19日	～ 終期設定なし	高齢者の見守り活動を通じて、安全に安心して暮らせる地域社会づくりに資する	

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
66	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りに関する協定	石井新聞店	平成23年12月19日	～ 終期設定なし	高齢者の見守り活動を通じて、安全に安心して暮らせる地域社会づくりに資する	
67	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りに関する協定	有限会社舞木新聞店	平成23年12月19日	～ 終期設定なし	高齢者の見守り活動を通じて、安全に安心して暮らせる地域社会づくりに資する	
68	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守り支援と高齢者世帯向けリコール製品回収の取り組みに関する協定	ヤマト運輸株式会社 (旧締結相手先: ヤマトロジスティクス 株式会社) (旧締結相手先: ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ 株式会社)	平成28年10月28日 平成29年10月28日 平成30年10月28日 令和元年10月28日 令和 2年10月28日 令和 3年10月28日 令和 4年10月28日 令和 5年10月28日	平成29年10月27日 平成30年10月27日 令和元年10月27日 令和 2年10月27日 令和 3年10月27日 令和 4年10月27日 令和 5年10月27日 令和 6年10月27日	三者間の取り決めによる連携事項(①地域の安全・安心に関すること。②高齢者支援に関すること。③メーカーから出されたリコール品の告知及び情報報告に関すること。)を推進することにより、地域の活性化や市民サービスの向上を図る。	本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了の3ヶ月前までに、書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、以後も同様とする。
69	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りの取り組みに関する協力協定	福島さくら農業協同組合 (旧締結相手先: たむら農業協同組合)	平成28年2月8日 平成31年2月8日 令和 4年2月8日	平成31年2月7日 令和 4年2月7日 令和 7年2月7日	高齢者の見守り活動を通じて、一人暮らし高齢者等の孤立死を防止するとともに、安心して自立した生活を送ることができるよう支援する。	本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は、同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。
70	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りの取り組みに関する協力協定	みやぎ生活協同組合 (旧締結相手先: 生活協同組合コープふくしま)	平成28年2月8日 平成31年2月8日 令和 4年2月8日	平成31年2月7日 令和 4年2月7日 令和 7年2月7日	高齢者の見守り活動を通じて、一人暮らし高齢者等の孤立死を防止するとともに、安心して自立した生活を送ることができるよう支援する。	本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は、同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
71	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りの取り組みに関する協力協定	郡山ヤクルト販売株式会社	平成28年2月8日 平成31年2月8日 令和 4年2月8日	平成31年2月7日 令和 4年2月7日 令和 7年2月7日	高齢者の見守り活動を通じて、一人暮らし高齢者等の孤立死を防止するとともに、安心して自立した生活を送ることができるよう支援する。	本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は、同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。
72	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りの取り組みに関する協力協定	株式会社ヨシケイ福島	平成28年2月8日 平成31年2月8日 令和 4年2月8日	平成31年2月7日 令和 4年2月7日 令和 7年2月7日	高齢者の見守り活動を通じて、一人暮らし高齢者等の孤立死を防止するとともに、安心して自立した生活を送ることができるよう支援する。	本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は、同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。
73	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りの取り組みに関する協力協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成28年2月8日 平成31年2月8日 令和 4年2月8日	平成31年2月7日 令和 4年2月7日 令和 7年2月7日	高齢者の見守り活動を通じて、一人暮らし高齢者等の孤立死を防止するとともに、安心して自立した生活を送ることができるよう支援する。	本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は、同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。
74	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りの取り組みに関する協力協定	ヤマト運輸株式会社	平成28年2月8日 平成31年2月8日 令和 4年2月8日	平成31年2月7日 令和 4年2月7日 令和 7年2月7日	高齢者の見守り活動を通じて、一人暮らし高齢者等の孤立死を防止するとともに、安心して自立した生活を送ることができるよう支援する。	本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は、同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。
75	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢者の見守りの取り組みに関する協力協定	株式会社タカラコーポレーション	平成28年2月8日 平成31年2月8日 令和 4年2月8日	平成31年2月7日 令和 4年2月7日 令和 7年2月7日	高齢者の見守り活動を通じて、一人暮らし高齢者等の孤立死を防止するとともに、安心して自立した生活を送ることができるよう支援する。	本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は、同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
76	高齢福祉課	高齢福祉課	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人田村福祉会	令和5年9月25日 令和6年4月1日	～ 令和6年3月31日 令和7年3月31日	災害発生時、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が支障なく避難生活を送ることができる。	本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。
77	高齢福祉課	高齢福祉課	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人すみれ会	令和5年9月25日 令和6年4月1日	～ 令和6年3月31日 令和7年3月31日	災害発生時、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が支障なく避難生活を送ることができる。	本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。
78	高齢福祉課	高齢福祉課	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人啓誠福祉会	令和5年9月25日 令和6年4月1日	～ 令和6年3月31日 令和7年3月31日	災害発生時、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が支障なく避難生活を送ることができる。	本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。
79	高齢福祉課	高齢福祉課	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人北信福祉会	令和5年9月25日 令和6年4月1日	～ 令和6年3月31日 令和7年3月31日	災害発生時、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が支障なく避難生活を送ることができる。	本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。
80	高齢福祉課	高齢福祉課	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人崇敬会	令和5年9月25日 令和6年4月1日	～ 令和6年3月31日 令和7年3月31日	災害発生時、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が支障なく避難生活を送ることができる。	本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。
81	高齢福祉課	高齢福祉課	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人創生世福祉事業団	令和5年9月25日 令和6年4月1日	～ 令和6年3月31日 令和7年3月31日	災害発生時、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が支障なく避難生活を送ることができる。	本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。
82	高齢福祉課	高齢福祉課	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人福島県福祉事業協会	令和5年9月25日 令和6年4月1日	～ 令和6年3月31日 令和7年3月31日	災害発生時、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が支障なく避難生活を送ることができる。	本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
83	商工課	商工課	田村市産業団地整備協力に関する協定書	住友大阪セメント株式会社	平成26年12月26日	～	田村市の産業団地整備に向けた協力体制を強化することを目的とする。	※期限の定めなし。
84	商工課	商工課	地域活性化包括連携協定書	株式会社ファミリーマート	平成27年4月1日	～	・地域振興に関すること ・地域の安全・安心に関すること ・健康増進・食育に関すること ・環境問題に関すること	※有効期間は、協定締結の日から1年間。有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は1年間更新。
85	商工課	商工課	福島県田村市と慶応義塾大学との連携協力協定書	慶応義塾大学SFC研究所	平成28年12月21日	～ 令和2年3月31日	ドローンを活用し相互に協力することにより、地域課題に適切に対応し、活力ある地域の形成と実学の促進に寄与することを目的とする。	※締結期間について両者に異存がない場合は、更に1年間延長。H30.3.31の翌日から起算して5年後にその後の期間について見直す。
86	商工課	商工課	企業立地に関する基本協定書	・株式会社タケエイ ・株式会社田村バイオマスエナジー	平成29年7月8日	～	企業が田村市産業団地内へ立地するにあたり、相互に協力し円滑に推進することを目的とする。	※期限の定めなし。
87	商工課	商工課	コンソーシアム協定書	・株式会社ジェイアール東日本企画 ・アカデミア・コンソーシアムふくしま ・株式会社ワールドインテック福島	平成29年11月22日	～	コンソーシアムを設立して、旧石森小学校拠点整備事業「田村市テレワークタウン化構想」を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。	※期間の定めはないが、解散条項あり。

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
88	商工課	商工課	田村市と株式会社ジェイアール東日本企画との包括連携に関する協定書	株式会社ジェイアール東日本企画	平成30年3月21日	～	市とジェイアール東日本企画が相互かつ緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化に資することを目的とする。	※有効期間は、協定締結の日から1年間。有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は1年間更新。
89	商工課	商工課	田村市と株式会社デンソー福島との包括連携協定書	株式会社デンソー福島	平成30年4月4日	～	・地域経済の活性化に関すること ・スポーツ交流による青少年の健全育成健康づくりに関すること ・地域産品の消費拡大及び地域情報の発信に関すること ・地域社会の活性化に関すること	※有効期間は、協定締結の日から1年間。有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は1年間更新。
90	商工課	商工課	田村市の地域活性化に関する包括連携協定	協同組合企業情報センター	平成30年8月31日	～	田村市と共同組合企業情報センターが、相互かつ緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協同による活動を促進し、田村市の地域活性化に資することを目的とする。 ・地域経済の活性化に関すること。 ・地域社会の活性化に関すること。 ・地域情報の発信に関すること。 ・地域企業の国際化に関すること。 ・地域の環境の保全に関すること。 ・地域の再生可能エネルギーの利活用の推進に関すること。 ・地域の安全活動に関すること。	※有効期間は、協定締結の日から1年間。有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は1年間更新。
91	商工課	商工課	企業立地に関する基本協定書	株式会社オプトネクス	令和1年9月20日	～	企業が田村市産業団地内へ立地するにあたり、相互に協力し円滑に推進することを目的とする。	※期限の定めなし。
92	商工課	商工課	企業立地に関する基本協定書	藤倉航装株式会社	令和2年1月6日		企業が田村市産業団地内へ立地するにあたり、相互に協力し円滑に推進することを目的とする。	※期限の定めなし。

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
93	商工課	商工課	田村市船引コミュニティプラザ指定管理者基本協定書	株式会社ルネサンス	令和3年4月1日	～ 令和8年3月31日	・船引コミュニティプラザの管理・運営に関すること。	※有効期間は、協定締結の日から5年間。
94	商工課	商工課	企業立地に関する基本協定書	大成ロテック株式会社	令和5年3月31日		企業が田村市東部産業団地内へ立地するにあたり、相互に協力し円滑に推進することを目的とする。	※期限の定めなし。
95	商工課	商工課	企業立地に関する基本協定書	ヒメジ理化株式会社	令和5年7月13日		企業が田村市東部産業団地内へ立地するにあたり、相互に協力し円滑に推進することを目的とする。	※期限の定めなし。
96	観光交流課	観光交流課	姉妹都市締結	マンスフィールド市	平成19年5月15日	～	・両市の住民が友好で有益な関係を深め、日本とアメリカ合衆国の相互理解と平和に貢献すること。	
97	観光交流課	観光交流課	姉妹提携協定書	中野区	平成20年10月11日	～	・産業、文化、教育などの幅広く、持続的な交流を通じて、理解と信頼を深め協力し合い、相互の繁栄と幸福をもたらすため、恒久的な友好親善関係を進展させる一層の努力をすること。	

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
98	観光交流課	観光交流課	学校法人国際総合学園FSGカレッジリーグとの包括連携協定	学校法人国際総合学園FSGカレッジリーグ	平成30年4月20日	～ 平成31年4月19日	・地域人材の育成 ・地域経済の活性化 ・地域文化・スポーツ振興 ・地域情報の発信 ・地域観光の振興 ・地域福祉の支援 ・デザインやアート等による新たな地域価値の創造 ・地域の国際交流	1年ごとに自動更新
99	観光交流課	観光交流課	多言語観光ウェブサイト「FUKUNAKA」運用の費用負担に関する協定	郡山市	平成30年10月1日	～	・ウェブサイトの運用に要する費用負担に関すること	協定市町村(郡山市、須賀川市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、二本松市、磐梯町)
100	建設課	建設課	東北横断自動車道いわき新潟線田村スマートインターチェンジにおける管理に関する協定	東日本高速道路株式会社東北支社支社郡山管理事務所長	平成31年3月17日	～ 料金徴収期間満了日	・道路構造物の管理区分、維持管理(修繕、災害復旧等)に関すること	※協定及び覚書に基づき、年度ごとに委託契約を締結する。
101	都市計画課	都市計画課	地震災害時の建築物の被災情報収集に関する協定	公益社団法人福島県建築士会	平成29年12月20日	～ 令和2年3月31日	・震度5以上の地震を観測した場合、市の依頼を受けて建築物の情報を収集する。	有効期間満了の2ヶ月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がない場合には、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。
102	都市計画課	都市計画課	田村市の都市計画及びまちづくりの推進に関する覚書	福島県まちづくり区画整理協会	平成30年6月21日	～	市の都市計画及びまちづくりの推進を図る。	

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
103	会計課	会計課	田村市税等預金口座振替に関する協定書	福島さくら農業協同組合長	令和6年4月1日	～ 令和9年3月31日	指定金融機関の契約に付随するもの	
104	会計課	会計課	電子記録媒体授受等による田村市税等預金口座振替に関する協定書	福島さくら農業協同組合長	令和6年4月1日	～ 令和9年3月31日	指定金融機関の契約に付随するもの	
105	会計課	会計課	データ伝送による公金支払いの総合振り込みに関する協定書	福島さくら農業協同組合長	令和6年4月1日	～ 令和9年3月31日	指定金融機関の契約に付随するもの	
106	会計課	会計課	電子記録媒体授受による職員の給与等振込に関する協定書	福島さくら農業協同組合長	令和6年4月1日	～ 令和9年3月31日	指定金融機関の契約に付随するもの	
107	会計課	会計課	電子記録媒体授受等による公金支払の総合振込に関する協定書	福島さくら農業協同組合長	令和6年4月1日	～ 令和9年3月31日	指定金融機関の契約に付随するもの	

企業等との連携協定締結状況

令和6年4月1日 現在

No.	協定とりまとめ担当課	協定業務担当課	協定名	締結相手先	締結期間(始)	締結期間(終)	協定概要(連携事項等)	備考
108	生涯学習課	生涯学習課	田村市と福島スポーツエンタテイメント株式会社とのパートナーシップ連携協定	福島スポーツエンタテイメント株式会社	平成30年7月15日	～ 平成31年3月31日	①福島ファイヤーボンズが開催する事業に関する事 ②福島ファイヤーボンズが開催する試合会場の確保などに関する事 ③福島ファイヤーボンズの情報発信に関する事 ④田村市の認知度向上及び田村市産品の販売促進に関する事 ⑤田村市の地域観光の振興に関する事 ⑥バスケットボールの競技力向上及び普及促進に関する事 ⑦その他スポーツ振興及び地域活性化に関する事	※有効期間満了1か月前までに申し出のない場合は1年間更新。
109	上下水道課	上下水道課	田村市上下水道料金等預金口座振替に関する協定書	・(株)東邦銀行 ・(株)大東銀行 ・(株)福島銀行 ・郡山信用金庫 ・福島県商工信用組合	平成31年4月1日	～ 令和3年3月31日	収納取扱金融機関の事務取扱に関する契約に付随するもの	期間満了日の60日前までに、甲又は乙から別段の意思表示がない場ときは、この契約は更新されたものとして、引き続き1年間その効力を有するものとし、以後も同様とする。
110	上下水道課	上下水道課	田村市上下水道料金等預金口座振替に関する協定書	・福島さくら農業協同組合	令和6年4月1日	～ 令和9年3月31日	出納取扱金融機関の事務取扱に関する契約に付随するもの	期間満了日の半年前までに、甲又は乙から別段の意思表示がない場ときは、この契約は更新されたものとする。